

新監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和元年6月11日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 風間 ルミ子
 同 竹内 功

監査結果等に基づく措置

平成30年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（平成31年3月27日新監査公表第16号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 庁舎の使用にあたって、使用許可手続きが漏れていたもの (秋葉区地域総務課)</p> <p>庁内を新潟市職員組合の事務室などとして使用を認める場合、新潟市庁舎管理等規則（以下、「規則」という。）に基づき、使用許可願を提出させ、許可証を交付した後でなければ使用させてはならないところ、地域総務課では、新潟市職員労働組合秋葉支部（以下、「市職労秋葉支部」という。）に対して、平成25年度から使用の許可の手続きをせずに、秋葉区役所2階の一部と車庫棟の一部を市職労秋葉支部の事務室及び倉庫として、使用させていた。</p> <p>同規則による庁舎の使用にあたっては、電気料などの実費は、許可手続きがなされていた平成24年度以前と同様に支払われており、平成25年度以降も引き続き使用することについて、秋葉区として異論はなかったとしても、定められた手続きに則り、明確な方法でなされなければならないというべきであり、書面上明確に許可された使用でなければ、使用が認められるものではない。</p> <p>これら一連の事務処理は、庁舎の使用許可にかかる事務として極めて不適切であり、市民の信頼を大きく損なうものである。今後、財産管理に限らず、事務手続き漏れが生じないよう組織的なチェック体制を整備し、厳に適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>【合規性】</p>	<p>平成31年1月28日付けで市職労秋葉支部に対し平成25年度から平成30年度までの使用許可証を交付した。</p> <p>ただし、事後的な使用許可は過去に遡って全ての効力を有しないという裁判例があることから、現在、使用料相当額の請求に向け事務を進めている。</p> <p>(平成31年1月28日～継続中)</p>	<p>・年間業務のチェックシートを作成し、組織的なチェック体制を整備する。</p> <p>・人事異動の際の業務引継ぎでは、補佐または係長を同席させ、3人以上で行う。</p> <p>・関係法令の再確認を行い、職員の法順守及び適正な事務執行を徹底する。</p> <p>(平成31年3月26日～平成31年4月10日)</p>	<p>秋葉区役所 地域総務課</p>
	<p>秋葉区役所地域総務課にて、平成31年1月28日付けで市職労秋葉支部に対し平成25年度から平成30年度までの使用許可証を交付した。</p> <p>(平成31年1月28日～継続中)</p>	<p>各庁舎管理者に対し、「庁舎管理事務の適切な執行について（通知）」により改めて新潟市庁舎管理等規則の周知徹底を図り、再発の防止に努める。</p> <p>(令和元年5月22日)</p>	<p>総務部 総務課</p>